

21文企広第 666-2 号  
平成 21 年 10 月 30 日

文京区情報公開制度及び  
個人情報保護制度運営審議会

会長 内山 忠明 様

文京区長 成澤 廣修

文京区情報公開制度及び個人情報保護制度運営審議会条例第 2 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり諮問いたします。

## 記

### 平成 21 年度 諮問第 2 号

#### 1 諮問事項

住民税、軽自動車税のマルチペイメント収納の実施に伴う外部結合による個人情報の提供について

#### 2 諮問の趣旨

文京区では、住民税、軽自動車税の収納について、納税者の納税手続きの利便性の向上と収納事務の合理化を図るため、マルチペイメント収納を導入する計画です。この手続きでは、金融機関が納付データを登録した区の通信サーバーにマルチペイメントネットワークを介して照会を行い、収納によりデータの消し込み処理を行います。通信サーバーと金融機関との間で、オンラインにより随時データが更新され、納付データ・収納データの受け渡しが行われることから、このシステムを利用した個人情報の取扱いは、文京区個人情報の保護に関する条例第 15 条の 3 に規定する外部結合による個人情報の提供に該当します。

外部結合は、法令に規定のある場合などを除いて制限されていることから、上記個人情報の取扱いについて審議会の意見をお伺いするものです。